

F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業（旧名称：長野県佐久市そら発電所（仮称）事業）に係る環境影響評価準備書に対する佐久市長意見及び事業者の見解

No.	意見内容	事業者の見解
1	計画地からの排水は調整池から香坂川を経由して香坂ダムへ流入する。香坂ダムへの影響シミュレーションにより、計画では「事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されている。」と検討がなされている。香坂ダムへの影響シミュレーションは、香坂ダムが設計どおりに機能していることを前提条件に行われているが、香坂ダムは老朽化対策が現在進行中で、設計どおりに機能しているとは言い難い状況である。老朽化対策の期間は、県より令和8年頃までとして進められている。太陽光発電設備の運用開始は令和6年度からとされるが、香坂ダムの老朽化対策との時差について問題がないか確認すること。	本事業における調整池の基本設計におきまして「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」（平成27年改定 長野県建設部）に従い50年降雨確率をもとに設計を行っておりますが、調整池容量につきましては、地元の方々からの防災上のご要望もあり、100年降雨確率をもとに行っております。当該設計をもとに、台風19号災害時における香坂ダムの雨量データをもとにシミュレーションを行っておりますが、当該シミュレーションは、香坂ダムが設計通りの機能を有していた場合にどの程度香坂ダムへの負担を軽減しているかを数値的に検証するものであり、本事業における調整池設計は、香坂ダムへの負担を軽減するものになっております。ご指摘の老朽化対策工事との連携におきましては、引き続き市担当部署の要請に従い、必要に応じて十分に協議してまいります。
2	調整池の堆積土砂は、1ヶ月に1回程度の搬出を行うこととして許容放流量の算定を行っている。調整池の貯留量が確保できるよう、計画どおりの搬出を行うこと。	ご指摘のとおり、調整池の堆積土砂について、計画どおりの搬出を行ってまいります。
3	令和4年3月に、香坂川も含めた市内29河川の洪水浸水想定区域図が公表された。このことも考慮する中で、香坂川や香坂ダム、周辺地域の土砂・洪水等の防災対策に努めること。	ご指摘の令和4年3月に公表された、香坂川も含めた市内29河川の洪水浸水想定区域図につきましては、事業者として認識しております。かような状況も踏まえ、評価書には緊急災害時における地元区及び関係行政機関との連携等の対応フロー表を作成し、掲載することといたしました。
4	市道、赤線及び水路の改廃について、事務手続きに遺漏がないように引き続き市担当部署と協議を行うこと。	市道、赤線及び水路の改廃については、引き続き市担当部署と十分に協議を行い、進めてまいります。
5	道水路における自営工事について、市担当部署と協議し、構造などに不備のないようにすること。	道水路における自営工事については、引き続き市担当部署と十分に協議を行い、進めてまいります。
6	地域との合意形成や地元行政区との協定締結、事前協議書の提出など、「佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱」及び「佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」を遵守すること。	ご指摘のとおり「佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」を遵守するとともに、「佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱」に基づく市長との事業内容等の事前協議、地元区との太陽光発電設備の設置、運用、管理、撤去に関する協定書の締結、「佐久市自然環境保全条例」に基づく市長との自然環境保全協定の締結等、適切に対応してまいります。